

ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組PR

認証番号	076	認証年度	平成30年度
企業（団体）名	株式会社吉田エス・ケイ・テイ		
本社所在地	名古屋市西区花の木一丁目12番20号		
市内事業所所在地	同上		
電話番号	052-524-5211		
事業内容	フッ素樹脂塗装業		
従業員数	市内の事業所	92人	(内女性) 32人
(平成30年7月1日時点)	企業全体	156人	(内女性) 50人

(取組の経緯)

当社は1950年に名古屋市で創業したフッ素樹脂塗料を中心とした機能性材料を用いた塗装業者です。顧客第一主義を経営方針とし、コンサルタント的スタンスでお客様のニーズを引きだし、最適な商品を提供することに努めています。この経営方針を実現させるためには従業員の幸せが不可欠であり、すべての従業員がいきいきと、安心して働ける環境づくりを目指しています。

(主な取組内容)

- ・年次有給休暇の計画付与
- ・正社員登用制度
- ・短時間勤務正社員(SS社員)制度
- ・意識調査や各種アンケートの実施
- ・外部講師を招いての座談会
- ・仕事と育児の両立のための情報提供

(効果・従業員の声)

- ・ワーク・ライフ・バランスの取り組みによって、今まで以上に社員間のコミュニケーションが増え、ワークシェアが進みました。
- ・今まで知らなかった会社の制度や取り組みがわかるようになった。

知っていますか??

仕事と子育ての両立支援制度

1 3歳未満の子どもを養育する場合 育児休業 配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能	2 出産する場合 産前・産後休暇 産前6週間、産後8週間 (多胎妊娠の場合は産前14週間)	3 生後1年未満の子を養育する場合 保育時間 子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内	4 小学校就学前の子どもを養育する場合 育児短時間勤務 勤務時間を1日3時間55分 (週19時間35分)等に短縮
5 小学校就学前の子どもを養育する場合 育児時間 1日の勤務時間の一部(2時間まで)を勤務しないことが可能	6 小学校就学前の子どもを看護する場合 子の看護休暇 年5日 (対象となる子が2人以上の場合は年10日)	7 小学校就学前の子どもを養育、放課後児童クラブ等に送る小学生の子どもの送り迎え、又は父母等を介護する場合 早出遅出勤務 始業・終業時間の繰り上げ又は繰り下げて勤務	8 小学校就学前の子どもを養育、又は父母等を介護する場合 深夜勤務・超過勤務制限 深夜勤務は免除 超過勤務は月24時間・年150時間以内に制限
9 3歳未満の子どもを養育する場合 超過勤務の免除			